

●香川県告示第314号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市都市整備局河港課において平成27年10月20日から同年11月9日まで公衆の縦覧に供する。

平成27年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請年月日

平成27年10月9日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

ア 第1-2-1工区

高松市香西北町747番32から同町747番31を経て同町747番8に至る間の地先公有水面

イ 第1-2-2工区

高松市香西北町747番8の地先公有水面

ウ 第2-2-1工区

高松市香西北町747番8の地先公有水面

エ 第2-2-2工区

高松市香西北町747番8の地先公有水面

オ 第2-2-3工区

高松市香西北町747番8から同町747番10を経て同町747番5に至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1-2-1工区

次の⑫の地点から18度41分56秒140.00mの地点を円心とする半径140.00mの円周で⑫の地点と⑬の地点を結ぶ南側の円弧、⑬の地点と⑭の地点を結んだ線、⑭の地点から5度00分12秒33.00mの地点を円心とする半径33.00mの円周で⑭の地点と⑮の地点を結ぶ南東側の円弧、⑮の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑫の地点と⑯の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑫の地点 四等三角点芝山（北緯34度21分10.2062秒、東経133度59分52.5292秒。以下「基点」という。）から353度03分31秒 601.20mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から105度30分58秒 15.59mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から95度00分40秒 140.26mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から52度30分10秒 44.59mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から10度00分00秒 207.54mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から305度00分00秒 238.49mの地点

イ 第1-2-2工区

次の㉑の地点と㉒の地点を結んだ線、㉒の地点から18度41分56秒140.00mの地点を円心とする半径140.00mの円周で㉒の地点と㉓の地点を結ぶ南側の円弧及び㉑の地点と㉓の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 基点から353度00分09秒 598.42mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から5度00分00秒 2.84mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から105度30分58秒 15.59mの地点

ウ 第2-2-1工区

次の㉔の地点から18度41分56秒140.00mの地点を円心とする半径140.00mの円周で㉔の地点と㉕の地点を結ぶ南西側の円弧、㉕の地点と㉖の地点までを順次に結んだ線、㉖の地点から95度00分00秒80.00mの地点を円心とする半径80.00mの円周で㉖の地点と㉗の地点を結ぶ北側の円弧、㉗の地点から㉘の地点を結んだ線及び㉔の地点と㉘の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点 基点から353度03分31秒 601.20mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から294度22分13秒 27.70mの地点

㉖の地点 ㉕の地点から300度03分14秒 429.60mの地点

㉗の地点 ㉖の地点から5度00分00秒 264.41mの地点

㉘の地点 ㉗の地点から65度00分00秒 138.56mの地点

㉙の地点 ㉘の地点から125度00分00秒 341.01mの地点

エ 第2-2-2工区

次の㉚の地点から18度41分56秒140.00mの地点を円心とする半径140.00mの円周で㉚の地点と㉛の地点を結ぶ南西側の円弧、㉛の地点と㉜の地点までを順次に結んだ線、㉜の地点から210度02分42秒30.00mの地点を円心とする半径30.00mの円周で㉜の地点と㉝の地点を結ぶ北東側の円弧、㉝の地点から㉞の地点を結んだ線及び㉚の地点と㉞の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉚の地点 基点から353度03分31秒 601.20mの地点

㉛の地点 ㉚の地点から294度22分13秒 27.70mの地点

㉜の地点 ㉛の地点から300度03分14秒 429.60mの地点

㉝の地点 ㉜の地点から185度00分00秒 13.24mの地点

㉞の地点 ㉝の地点から120度03分14秒 425.08mの地点

㉟の地点 ㉞の地点から153度45分30秒 33.28mの地点

㊱の地点 ㉟の地点から30度02分25秒 30.64mの地点

オ 第2-2-3工区

次の㊲の地点と㊳の地点を結んだ線、㊳の地点から35度00分00秒100.00mの地点を円心とする半径100.00mの円周で㊳の地点と㊴の地点を結ぶ西側の円弧、㊴の地点と㊵の地点までを順次に結んだ線、㊵の地点から210度02分42秒30.00mの地点を円心とする半径30.00mの円周で㊵の地点と㊶の地点を結ぶ北東側の円弧、㊶の地点から㊷の地点までを順次に結んだ線及び㊲の地点と㊷の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊲の地点 基点から333度53分05秒 441.80mの地点

㊳の地点 ㊲の地点から305度00分00秒 291.12mの地点

㊴の地点 ㊳の地点から335度00分00秒 100.00mの地点

- ④④の地点 ⑦の地点から5度00分00秒 149.29mの地点
- ④⑦の地点 ④④の地点から120度03分14秒 425.08mの地点
- ④⑧の地点 ④⑦の地点から153度45分30秒 33.28mの地点
- ③②の地点 ④⑧の地点から210度02分23秒 90.37mの地点
- ③①の地点 ③②の地点から213度05分31秒 25.08mの地点
- ③⑩の地点 ③①の地点から214度29分37秒 40.02mの地点
- ②⑨の地点 ③⑩の地点から213度27分48秒 10.02mの地点

(3) 面積

ア 全体	356,102.15平方メートル
イ 第1-2-1工区	58,570.16平方メートル
ウ 第1-2-2工区	19.52平方メートル
エ 第2-2-1工区	153,107.17平方メートル
オ 第2-2-2工区	5,635.15平方メートル
カ 第2-2-3工区	81,687.98平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

- ア 第1-2-1工区
高松市香西北町747番32から同町747番31を経て同町747番8に至る間の地先公有水面
- イ 第1-2-2工区
高松市香西北町747番8の地先公有水面
- ウ 第2-2-1工区
高松市香西北町747番8の地先公有水面
- エ 第2-2-2工区
高松市香西北町747番8の地先公有水面
- オ 第2-2-3工区
高松市香西北町747番8から同町747番10を経て同町747番5に至る間の地先公有水面

(2) 区域

- ア 第1-2-1工区
次の①の地点から④⑩の地点までを順次に結んだ線、④⑩の地点から5度00分12秒33.00mの地点を円心とする半径33.00mの円周で④⑩の地点と③⑨の地点を結ぶ南東側の円弧、③⑨の地点から③①の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と③①の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ①の地点 基点から358度17分39秒 1,064.23mの地点
- ①⑥の地点 ①の地点から185度00分00秒 115.47mの地点
- ④②の地点 ①⑥の地点から185度00分00秒 353.28mの地点
- ④③の地点 ④②の地点から105度30分58秒 15.59mの地点
- ④⑩の地点 ④③の地点から95度00分40秒 140.26mの地点
- ③⑨の地点 ④⑩の地点から52度30分10秒 44.59mの地点
- ③③の地点 ③⑨の地点から10度00分00秒 207.54mの地点
- ③①の地点 ③③の地点から8度19分41秒 111.86mの地点
- イ 第1-2-2工区

次の㉑の地点と㉒の地点を結んだ線、㉒の地点から18度41分56秒140.00mの地点を円心とする半径140.00mの円周で㉒の地点と㉓の地点を結ぶ南側の円弧及び㉑の地点と㉓の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 基点から353度00分09秒 598.42mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から5度00分00秒 2.84mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から105度30分58秒 15.59mの地点

ウ 第2-2-1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉔の地点 基点から358度17分39秒 1,064.23mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から185度00分00秒 115.47mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から185度00分00秒 353.28mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から294度22分13秒 27.70mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から300度03分14秒 429.60mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から300度03分14秒 55.17mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から5度00分00秒 796.44mの地点

エ 第2-2-2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉛の地点と㉜の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉛の地点 基点から353度03分31秒 601.20mの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から294度22分13秒 27.70mの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から300度03分14秒 429.60mの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から300度03分14秒 55.17mの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から185度00分00秒 13.24mの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から120度03分14秒 55.17mの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から120度03分14秒 425.08mの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から153度45分30秒 33.28mの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から30度02分25秒 30.64mの地点

オ 第2-2-3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊵の地点と㊶の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊵の地点 基点から333度53分05秒 441.80mの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から224度04分02秒 50.64mの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から305度00分00秒 380.48mの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から5度00分00秒 260.28mの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から120度03分14秒 55.17mの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から120度03分14秒 425.08mの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から153度45分30秒 33.28mの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から210度02分23秒 90.37mの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から213度05分31秒 25.08mの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から214度29分37秒 40.02mの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から213度27分48秒 10.02mの地点

(3) 面積

ア 全体	690,291.82平方メートル
イ 第1-2-1工区	82,793.51平方メートル
ウ 第1-2-2工区	19.52平方メートル
エ 第2-2-1工区	231,402.00平方メートル
オ 第2-2-2工区	6,296.98平方メートル
カ 第2-2-3工区	12,474.18平方メートル

5 埋立地の用途

(1) 変更前の埋立地の用途

護岸用地、ふ頭用地、保管施設用地、窯業・土石製品製造業用地、鉄鋼業用地、金属・一般機械器具製造業用地、緑地及び道路用地

(2) 変更後の埋立地の用途

護岸用地、ふ頭用地、製造業用地、緑地及び道路用地（変更部分については、別図のとおり。「別図」は省略する。）

6 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成6年9月5日

(2) 免許番号

5港A第67号